平成２７年（フ）第７号
新潟県上越市東城町２丁目３番５号
債務者　西園　正明
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３９号
静岡県富士市石坂25番地の57
債務者　栗田　好継
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５７号
名古屋市中村区上石川町１丁目54番地　上石川ハイツＢ棟205号
債務者　渡辺常治こと　渡邉　常治
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０号
愛知県江南市前飛保町寺前194番地
債務者　堀場　裕司
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県小野市本町639番地の６
債務者　堺　ゆり子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４７号
長崎県長崎市三原１丁目10番15号
債務者　大浦　洋子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
長崎県大村市宮小路１丁目287番地１　渕貸家ハ棟、前住所長崎県大村市古賀島町７番地５　ミレニアムスクウェアＡ101
債務者　辻　　英明
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
長崎県大村市木場１丁目1096番地　県営久原団地Ｂ棟302号、前住所長崎県大村市上諏訪町1035番地　ラ・ベレッツアⅡ―202
債務者　**原**口　清香（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
長崎県大村市坂口町406番地１　セジュール坂口Ｂ―102、前住所長崎県大村市赤佐古町123番地１　市営常盤アパートＢ棟５号
債務者　**西**　　和紀
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４号
鹿児島県枕崎市栄本町509番地
債務者　山下　雅史
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第５号
鹿児島県枕崎市板敷西町335番地
債務者　米藏　和馬
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県南さつま市大浦町23330番地
債務者　上坪　千鶴
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第７号
鹿児島県南さつま市加世田武田1716番地
債務者　橋口　義行
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第６１号
沖縄県糸満市西崎６丁目３番12―305号　コスモス西崎
債務者　赤嶺　和雄
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６３号
沖縄県浦添市安波茶３丁目６番３―202号　わかば荘
債務者　與座　仁志
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６７号
沖縄県浦添市城間１丁目28番12号　我如古コーポⅡ202号
債務者　山出　博光
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８２号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―1015号
債務者　齊藤　義徳
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係